

伊丹市災害時協力井戸水質基準

1 目的

この基準は、伊丹市における災害時協力井戸制度における対象井戸と認定するに当たり、水質検査の方法等を定めることにより、災害時協力井戸の水質に起因する衛生上の危害の発生を防止することを目的とする。

2 検査項目

検査項目は、別表の左欄のとおりとする。

3 検査の実施方法

災害時協力井戸登録申出書及び飲料水水質検査成績書その他これに準ずる書類の写しの提出があった場合、職員が当該井戸の水質が生活用水として利用できるか否かを確認するものとする。

4 検査機関

検査機関は、伊丹保健所又は厚生労働大臣の登録を受けた検査機関とする。

5 検査結果の評価

別表の左欄の検査項目の基準値は、同表右欄のとおりとする。

ただし、同表は、兵庫県飲用井戸等衛生対策指導要領で規定される検査項目及び基準値を準用しており、一般細菌、味、色度、濁度などについては、生活用水として使用するため考慮しない。

別表

検査項目	基準値
一般細菌	100/ml 以下
大腸菌	検出されないこと
亜硝酸態窒素	0.04mg/L 以下
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L 以下
塩化物イオン	200mg/L 以下
有機物 (TOC)	3mg/L 以下
p h 値	5.8 以上 8.6 以下
味	異常でないこと
臭気	異常でないこと
色度	5 度以下
濁度	2 度以下